

◎新潟県告示第596号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100リットル	04886994	1	新潟市北区太夫浜1933-3 有限会社 金田燃料店 本店給油所